

## 自動販売機設置場所一時貸付契約書（案）

貸付人 大野町（以下「甲」という。）借受人 \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、令和2年10月15日付け大総公告第5号の公告に基づき、次の条項により自動販売機設置場所一時貸付契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は町有施設内の一部を乙に貸し付けし、乙は清涼飲料水等自動販売機設置場所として使用する。

（件名）

第2条 大総自販機第2号 大野町各地区公民館

（貸付場所等）

第3条 貸付場所等は、次のとおりとする。

番号	施設名	場所	貸付面積	設置台数
1	第1公民館	大野町大字黒野315番地1	1.98㎡ 幅2.2m×奥行0.9m	1台
2	第2公民館	大野町大字桜大門529番地2	1.53㎡ 幅1.7m×奥行0.9m	1台
3	第3公民館	大野町大字稲富842番地2	1.98㎡ 幅2.2m×奥行0.9m	1台
4	第4公民館	大野町大字松山727番地	1.98㎡ 幅2.2m×奥行0.9m	1台
5	第5公民館	大野町大字公郷1624番地	1.98㎡ 幅2.2m×奥行0.9m	1台
6	第6公民館	大野町大字加納465番地2	1.98㎡ 幅2.2m×奥行0.9m	1台

(1) 電源環境：単相100V、合計1500Wまで。

(2) 設置台数：1台

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、設置準備及び撤去期間を含めて2021年4月1日から2024年3月31日までの3年間とする。なお、双方協議の上、契約期間を延長することができる。

（自動販売機の規格等）

第5条 自動販売機の規格等は、次のとおりとする。

(1) ノンフロン対応機であること。

(2) 転倒防止措置ができること。

（自動販売機の設置及び管理運営条件）

第6条 設置期間前及び設置期間中は、次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供しないこと。

(2) フルオペレーション方式とし、乙において商品の在庫管理、補充及び変更、賞味期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充、空き容器の回収、自動販売機の内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

(3) 乙において空き容器回収ボックスを設置すること。また、ボックスから空き容器が溢れないよう回収頻度を考慮すること。

- (4) 自動販売機の設置にあたっては据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止措置をすること。
- (5) 乙において自動販売機の保守点検を随時行い維持に努めるほか、故障、問い合わせ及び苦情等については自動販売機に連絡先を明記し、乙の責任において即時対応すること。
- (6) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出をし、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

(販売条件)

第7条 販売条件は、次のとおりとする。

- (1) 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒーなどの缶、びん又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売はしないこと。
- (2) 販売品目は、全体品目の中でお茶類及びコーヒー類をあわせて10%以上となるように設定すること。

(販売手数料等)

第8条 販売手数料等は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、入札で提示した販売手数料\_\_\_\_\_円を甲に支払うものとする。
- (2) 乙は、入札で提示した販売手数料を大野町が発行する納入通知書により5月末までに全納すること。
- (3) 販売手数料を振り込む際の手数料は、乙の負担とする。
- (4) 設置事業者は、甲が販売実績の資料提供を求めた場合は応じること。

(電気設備及び電気料)

第9条 電気設備及び電気料は、次のとおりとする。

- (1) 自動販売機の電源は、既設の電源コンセント（単相100V合計1500Wまで）から受電するものとし、乙は電源コンセントと自動販売機との間に電気子メーター（計量法に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。
- (2) 電気子メーターの設置場所については、甲と協議のうえ設置すること。
- (3) 電気子メーターの設置及び自動販売機にかかる電気料は乙の負担とし、電気料はメーター数値による使用量に1KWhにつき15円（税込み）を乗じた金額とする。
- (4) 乙は、4月から3月までの電気メーター数値を大野町へ書面等により報告して確認を受け、大野町が発行する納入する通知書により指定日までに電気料を納入すること。
- (5) 電気料を振り込む際の手数料は乙の負担とする。

(費用負担)

第10条 自動販売機及び付帯設備の設置及び撤去、維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者の負担とする。

(貸付場所の返還)

第11条 乙は、貸付期間が満了又は契約の解除となった場合は、自動販売機及び付帯設備を撤去するものとし、速やかに原状回復しなければならない。また、設置事業者は、原状回復に際し、一切の補償を大野町に請求することができない。

(自動販売機設置に伴う事故)

第12条 自動販売機設置に伴う事故が発生した場合は、甲の責に帰する場合を除き、乙がその責を負う。

(商品の盗難及び破損)

第13条 商品の盗難及び破損については、次のとおりとする。

- (1) 甲の責に帰することが明らかな場合を除き、甲はその責を負わない。
- (2) 商品、自動販売機及び付帯設備が汚損又は破損した場合は、乙の負担により速やかに復旧しなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が本契約に定める条件、義務を履行しないとき。
- (2) 乙が本契約の解除を申し出たとき。ただし、乙は本契約の解除を申し出るときは、解除しようとする日の3か月前までに甲へ書面により通知しなければならない。
- (3) 甲において、公用又は公共用に供するため貸付場所を必要とするとき。

(損害賠償)

第15条 乙は、その責に帰する事由により貸付場所等を毀損したときは、当該損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、乙が原状に回復した場合はこの限りでない。

- 2 乙は、本契約に定める条件、義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。
- 3 甲が第14条の規定により本契約を解除し、乙に損害が生じた場合において、乙は甲に対しその補償を請求しないものとする。

(契約の費用)

第16条 乙は、本契約に要する費用を負担しなければならない。

(信義誠実の義務・疑義の決定等)

第17条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

- 2 この契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記の契約を証するため、この契約書を2通作成し、貸主及び借主両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和2年11月19日

甲 貸付人 岐阜県揖斐郡大野町大字大野80番地

大野町長 宇佐美 晃三

乙 借受人 (住所)  
(氏名又は名称)  
(代表者名)